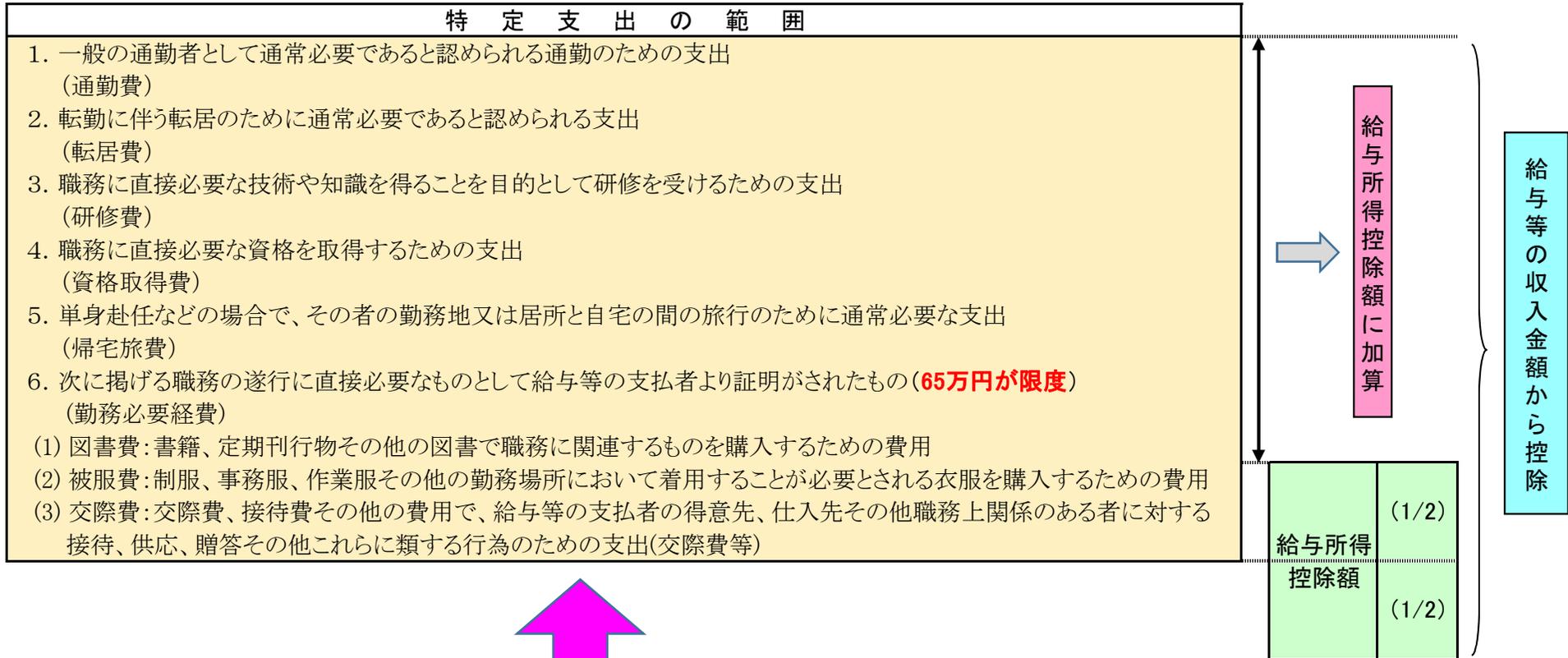


【 付録① 】

〔 特定支出控除の見直し 〕

【 現行 】

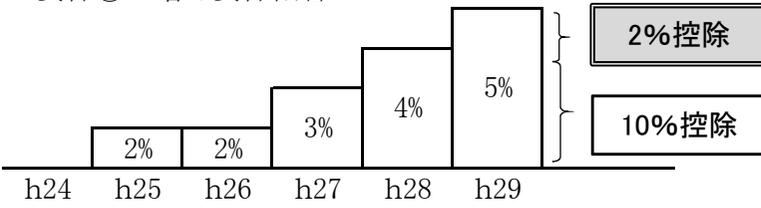
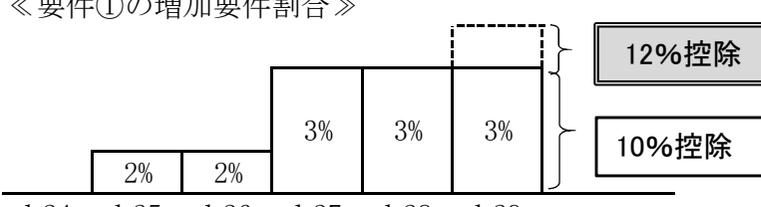


【 改正案 】

- 上記1. ~6. の他に、「職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるもの(出張費)」を追加する。
- 上記5. の制限(一か月4往復)を撤廃し、帰宅のために通常要する自動車を使用することにより支出する燃料費及び有料道路の料金の額を加える。

【 付録② 】

所得拡大促進税制の改組(賃上げ税制)

法人区分	現行 (平成29年4月1日以後開始事業年度)	改正案
中小企業者以外	<p>【要件】</p> <p>①給与等支給総額：基準年度から一定割合以上増加 ②給与等支給総額：前期給与等支給総額以上 ③平均給与等支給額：前期比2%以上増加の要件に変更</p> <p>【税額控除額】・・・①と②のいずれか少ない金額</p> <p>① (給与等支給総額(A)－基準年度の給与総額) ×10% + ((A)－前期給与等支給総額) ×2% ② 法人税額×10%</p> <p>≪要件①の増加要件割合≫</p> 	<p>【要件】</p> <p>① $(A - B) \div B \geq 3\%$ ② 国内設備投資額 \geq 減価償却費の総額×90% ※A：平均給与等支給額 B：比較平均給与等支給額</p> <p>【税額控除額】・・・①と②のいずれか少ない金額</p> <p>① (雇用者給与等支給－比較雇用者給与等支給額) ×15% ② 法人税額×20%</p> <p>(注) 教育訓練費の額÷比較教育訓練費※ $\geq 20\%$の場合 ①の15%は20%にアップ ※比較教育訓練費 前期及び前々期の教育訓練費の額の年平均額</p>
中小企業者	<p>【要件】</p> <p>①給与等支給総額：基準年度から一定割合以上増加 ②給与等支給総額：前期給与等支給総額以上 ③平均給与等支給額：前期平均給与等支給額を上回る</p> <p>【税額控除額】・・・①と②のいずれか少ない金額</p> <p>① (給与等支給総額(A)－基準年度の給与総額) ×10% + ((A)－前期給与等支給総額) ×12%※ ※平均給与等支給額が前期比2%以上増加であることが要件 ② 法人税額×20%</p> <p>≪要件①の増加要件割合≫</p> 	<p>【要件】</p> <p>$(A - B) \div B \geq 1.5\%$</p> <p>【税額控除額】・・・①と②のいずれか少ない金額</p> <p>① (雇用者給与等支給－比較雇用者給与等支給額) ×15% ② 法人税額×20%</p> <p>(注) 次の要件を満たす場合 ①の15%は25%にアップ イ $(A - B) \div B \geq 2.5\%$ ロ 次のいずれかの要件を満たすこと</p> <p>① 教育訓練費の額÷比較教育訓練費 $\geq 10\%$の場合 ② 事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の 経営力向上計画の認定を受け、その経営力向上計画 に従って経営力向上が確実に行われたものとして証 明されること</p>

【 付録③-1 】

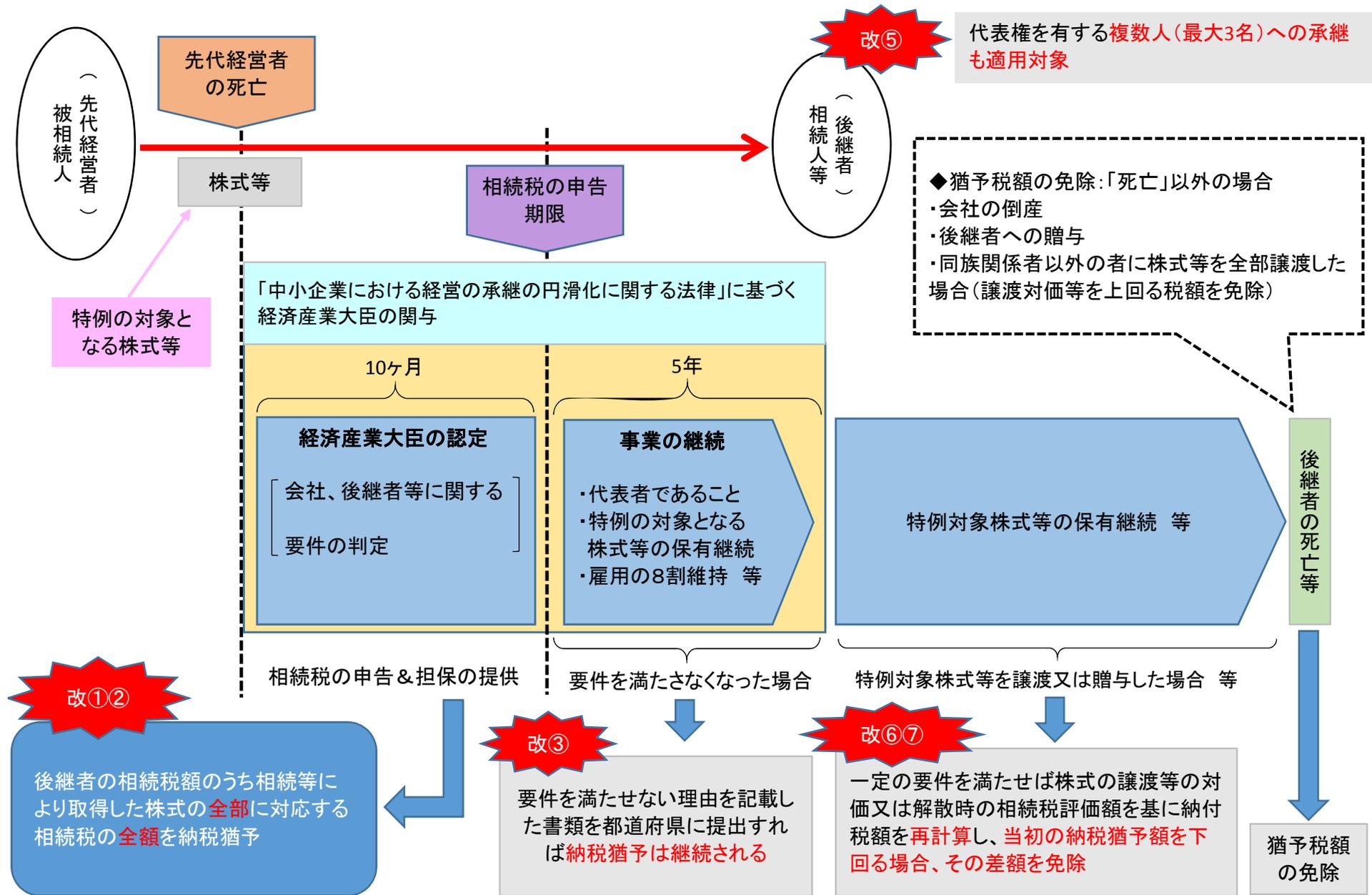
◆制度概要の対比表

内 容	現 行	特例制度(平成30年1月1日～)
① 納税猶予の対象株式	発行済議決権株式総数の 3分の2 に達するまでの株式	取得した すべての 株式
② 納税猶予額の範囲	贈与の場合:納税猶予対象株式に係る贈与税の全額 相続の場合:納税猶予対象株式に係る相続税の 80%	贈与の場合:納税猶予対象株式に係る贈与税の全額 相続の場合:納税猶予対象株式に係る相続税の 全額
③ 雇用維持要件	経営承継期間内の一定の基準日における雇用の平均が「贈与時又は相続時の雇用の8割」を下回った場合には 納税猶予は打ち切り となります	経営承継期間内の一定の基準日における雇用の平均が「贈与時又は相続時の雇用の8割」を下回ったとしても、その要件を満たせない理由を記載した書類を都道府県に提出すれば 納税猶予は継続 されます
④ 先代経営者の要件	代表権を有する又は有していた 先代経営者1人 から、株式を承継する場合のみ適用対象です	複数人(代表者以外の者を含む) からの特例後継者への承継も適用対象となります ※1
⑤ 後継者の要件	代表権を有している又は代表権を有する見込みである、 後継者1人 への承継のみ適用対象です	代表権を有する複数人(最大3名まで) への承継も適用対象となります ※2
⑥ 納税猶予期限の確定事由(譲渡・合併・解散等)に該当した場合	株式の 贈与時・相続時 の相続税評価額を基に計算した納付税額となります	一定の要件を満たす場合には、 株式の譲渡若しくは合併の対価の額又は解散の時に における 相続税評価額 を基に、納付税額を再計算し、その納付税額が当初の納税猶予額を下回る場合、差額は免除されます
⑦ 相続時精算課税制度の適用対象者	贈与者は贈与をした年の1月1日において60歳以上の父母又は祖父母、受贈者は贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者のうち、贈与者の 直系卑属等 が対象です	贈与者(その年の1月1日において60歳以上)の 推定相続人以外の者 (同日において20歳以上)である 特例後継者 も適用対象となります

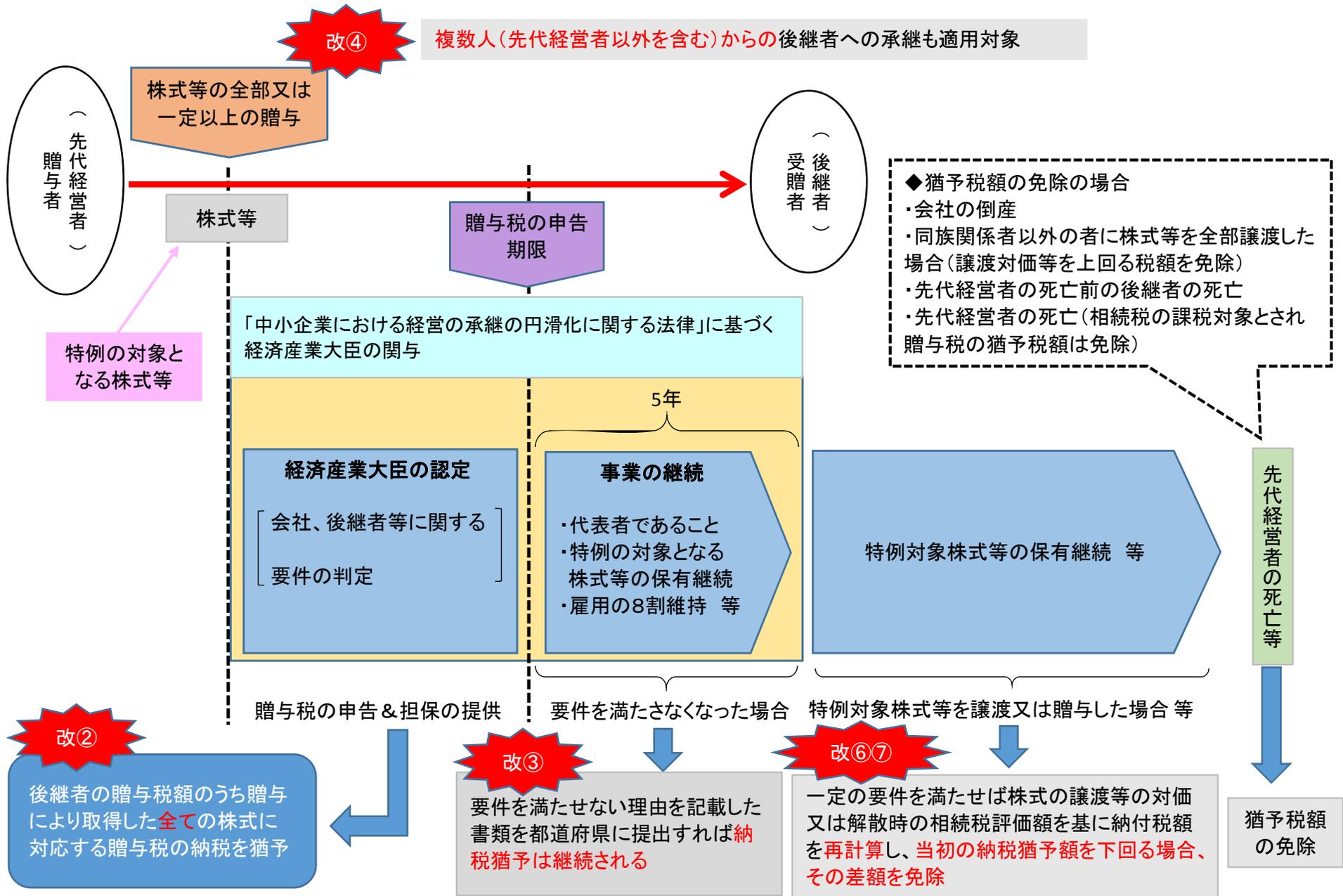
※1. 承継するタイミングは同時でなくともOKです。特例承継期間(5年)内に、その承継に係る贈与税・相続税申告書の提出期限が到来するものだけに限り適用対象となります。

※2. 各特例後継者は、下記4点の要件を満たす必要があります。

- ① 代表権を有すること。
- ② 同族関係者と合わせて、特例認定承認会社の総議決権の過半数を有すること。
- ③ 同族内で最も多く(特例後継者が2名いる場合には上位2名以内、3名以上いる場合には上位3名以内)の議決権保有数であること。
- ④ 総議決権数の10%以上を有すること。



(注)「改」の番号は付録③-1の項目番号



(注)「改」の番号は付録③-1の項目番号